

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和10年度
市町村名 (市町村コード)	若桜町 ()
地域名 (地域内農業集落名)	池田・吉川地区 (須澄、岩屋堂、吉川、栃原、中原、加地、大野、小船、落折)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	72.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	72.6 ha
② 田の面積	69.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	3.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	15 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	- ha
(参考)区域内における80才以上の農業者の農地面積の合計	2.6 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における80才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、農業後継者不足であるため、遊休農地の更なる増加及び地域景観の悪化が懸念される。人口が減少する中、地域農業と景観を守るためには、地域農地の戦略的な縮減と再構築が必要となる。このため、将来の地域農業の在り方について、合意形成を図りつつ、新規就農者の受け入れ、担い手への集積、農業機械の共同利用、集落営農法人の立ち上げ、高収益作物の取入れ、農家・非農家に関わらない共助体制の構築などを検討する必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:140経営体(うち50歳代以下:3経営体)、団体経営体(法人・集落営農組織等)2経営体

主な作物:水稻

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稻栽培が中心の地域であり、現耕作者の大半が水稻栽培以外の営農は行っていない。一部、えごま、そば、大豆、白ネギを生産・販売している。シニア世代の農業者を中心としており、後継者は確保できていない。条件の良いほ場については、担い手への集積が進みつつある。水路管理の維持が困難な水田において、畑地化(高収益作物への転換)を検討する。また、喫緊の課題である農業用施設の維持管理については、日本型直払制度等を活用し、農業者の負担軽減を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
担い手のいる集落においては、担い手への農地集積を進める。担い手がない集落においては、農地の受け手となる担い手等の確保に取り組む。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	23.6	将来の目標とする集積率	26.3 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
集団化の課題として、集約後の少数の担い手では農業用施設の維持管理が難しいことがあげられる。今後の農業用施設の維持管理については、集落単位で関係者の合意形成を図りながら、持続可能な体制づくりに取り組むことで、集団化を推進する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
次世代を担う農業者が不足するため、新規就農希望者を呼び込める地域づくり、体制づくりを図る。 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付けることが可能となるよう、農地の受け手となる担い手等の確保に取り組む。
(3)基盤整備事業への取組
基盤整備事業における採択要件等を満たせる農地が少ないため、現状、取組予定地はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
関係機関と連携しながら、後継者の確保・育成に向けた支援内容等について、検討する。
(5)農業協同組合等の農業サービス事業者等への農作業委託の取組
必要があれば、他の地域で農作業を受託している経営体に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

①イノシシ等の被害が拡大しないよう防止柵等を設置する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成に努める。
②町内の畜産農家のたい肥を使用した循環型農業に取り組む。
③山間地区においても導入効果が見込めるドローン等を担い手を中心に導入を図る。
⑦耕作放棄地が発生し、受け手となる担い手等がない場合、集落内での共同管理や非農地化を検討する。
⑧農業用施設の維持管理については、集落単位で関係者の合意形成を図りながら、持続可能な体制づくりに取り組む。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			4年後 (目標年度:令和 10 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	B(全域)	水稻等	6.7 ha	ha	水稻等	7.8 ha	ha		
認農	A(全域)	水稻	5.7 ha	ha	水稻	6.6 ha	ha		
利用者	S(吉川)	水稻等	2.2 ha	ha	水稻等	2.2 ha	ha		
利用者	T(須澄)	水稻	1.5 ha	ha	水稻	1.5 ha	ha		
利用者	U(中原)	水稻	1 ha	ha	水稻	1 ha	ha		
			ha	ha					
			ha	ha					
			ha	ha					
			ha	ha					
			ha	ha					
			ha	ha					
			ha	ha					
			ha	ha					
			ha	ha					
			ha	ha					
計	5経営体		17.1 ha	ha		19.1 ha	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

(留意事項)
農業を担う者の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、公表する場合やその他施策のために利用する場合等は、本人の同意を得る等個人情報の取扱いに留意してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。